

井戸設置に係る届出制度の新設に対して寄せられた意見と市の考え方

No.	ご意見	市の考え方
1	<p>条例施行規則別表第21(6)井戸の説明で『事業の用に供する』とは、何を意味するのか。</p> <p>例えば、井戸の揚水を、設備の冷却や自衛消防水利の消火水等、自家消費で使用する場合は、「事業の用に供するもの」に該当するのか。</p>	<p>事業の用に供するとは、商業、工業、農業等の事業を営むに必要な様々な設備等へ井戸水を供給することを意味しています。</p> <p>ご意見にある設備の冷却や自衛消防水利に供する場合も該当します。</p>
2	<p>今回の条例改正の目的は地下水量や水質を保全してゆく事と理解している。</p> <p>その点からは井戸の位置、年間の取水量、1日の最大取水量の情報を把握する事は重要であると理解する。</p> <p>一方、詳細な井戸の位置や採水深度の情報は弊社では食品安全の観点から機密情報と位置付けており、情報が開示されることは避けたい。</p> <p>従って事業用井戸登録に際しては、登録する情報の精密度について配慮をお願いしたい。</p>	<p>今回の条例改正によりご提出いただく井戸の情報につきましては、井戸の揚水能力と揚水量を把握しつつ、地下水の保全と利用の両立について市が検討していくための基礎データとして利用するものです。</p> <p>ご提出いただく情報のうち、ご意見にあるような事業者にとって機密情報に位置付けられる事項につきましては、事業者の利益を害することないように、任意の提出事項として検討させていただきます。</p>